



島根県報

平成20年11月18日（火）

号外 第 136 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

（中 小 企 業 課） 2

告 示

島根県告示第905号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成20年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表緊急融資の部セーフティネット資金の項の前に次のように加える。

資金繰り円滑化支援緊急資金	中小企業者又は組合であって、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第2条第4項に規定する特定中小企業者のうち、同項第5号に該当することについてその住所地を管轄する市町村長の認定を受けたもの	設備資金 運転資金	40,000,000円	－	年1.70パーセント	10年以内	1年以上1年以内据置き元金均等月賦	法人1人以上個人原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4パーセント以上0.8パーセント以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしまね
---------------	--	--------------	-------------	---	------------	-------	-------------------	-----------------	---------------------	------------------------------	-------------------------------	---

別表緊急融資の部セーフティネット資金の項中「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）」を「保険法」に改め、同表の注の1中「及び長期経営安定緊急資金」を「、長期経営安定緊急資金及び資金繰り円滑化支援緊急資金」に改め、同表の注の3第1号中「中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）」を「保険法」に改める。

附 則

この告示は、平成20年11月19日から施行する。